

使用水量の認定及び料金の軽減に関する取扱要綱

昭和63年5月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市水道事業給水条例（平成22年条例第35号）第20条第4項及び第24条の規定による使用水量の認定並びに第28条の規定による水道料金の軽減の方法等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(認定基準)

第2条 水道メーター（以下「メーター」という。）の異状及びその他の理由で認定する使用水量は、次の各号に定めるところによる。

(1) 定例検針日の翌日から2か月後の定例検針日までの期間を1期間（以下「検針期間」という。）とし、前回検針日前3検針期間の使用水量の平均使用水量とする。ただし、平均使用水量の算定期間が3検針期間未満の場合は、その期間における使用水量を考慮して算出した水量とする。

(2) 前3検針期間の水量に著しい変動がある場合は、前年同検針月の使用水量とする。

(3) 前各号により難しいときは、当該メーターを取替え、取替後のメーターで計量された使用水量を使用日数で除した水量に料金算定の期間の日数で乗じて算出した水量とする。

2 前項各号に定める以外の方法により特別に使用水量を算出する必要があると上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるときは、それを考慮することができる。

(軽減対象)

第3条 給水装置及びその附帯設備（受水槽以下の装置を含む。以下「給水装置等」という。）の事故（破損）により漏水した場合の使用水量の軽減対象は、次のとおりとする。

(1) 地下漏水等で、漏水個所の発見が困難なもの。

(2) 電気温水器等の器具漏水（水洗便所、給水栓の漏水は除く。）で、発見

が困難なもの。

(3) 受水槽等のボールタップ故障により漏水したもの。

(4) 凍結による給水装置等の事故により漏水したもの。

(5) 前各号のほか、管理者が特別の理由により軽減が適当と認めたとき。

2 配水管工事等において、上下水道局が濁水を放水したときは、使用水量の軽減対象とする。

(軽減条件)

第4条 使用水量軽減の条件は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号及び第2号については、上下水道局が発見困難であると認め、適正な工事で完了していること。

(2) 前条第1項第3号については、漏水警報装置の設置、又は管理体制の強化を確約したもの。

(3) 給水管破損の原因が老朽又は凍結対策が講じられていないことによるものであり、以後多発の恐れのあるものについては、当該給水管の布設替又は管理体制の強化を確約したもの。

(軽減期間)

第5条 使用水量軽減の期間については、漏水発見後すみやかに修理及び報告を行い、漏水に起因して使用水量が最も増加したと認められる1検針期間とする。ただし、やむを得ない事情により漏水の発見又は修理が遅れた場合は、軽減期間を延長することができる。

2 前項の使用水量軽減の期間は、申し出のあった日から1年以上遡ることはできない。

(使用水量軽減の算定方法)

第6条 使用水量軽減の算定は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1項第1号・第2号・第3号及び第4号による軽減水量は、検針水量から推定使用水量を差し引いた水量（漏水量）の50%とする。ただし、軽減後の水量（更正水量）が、推定使用水量の3倍を越える場合は、その越える水量の75%をさらに軽減するものとする。

(2) 前号において、軽減した後の更正水量に係る水道料金が、推定使用水量に係る水道料金の3倍を越える場合は、漏水によって生じた超過料金等を考慮し、推定使用水量に係る水道料金の3倍にとどめる。

(3) 第3条第2項による軽減水量は、その放水分とする。

2 前項の推定使用水量の算出は、漏水修理が完了したときから、一定期間（1週間程度）経過後の使用水量を、当該使用日数で除した水量に推定使用水量算出期間の日数を乗じて算出する。

3 前項の算出により難いときは、第2条の規定を準用することができる。

4 第1項の使用水量軽減の算定及び第2項若しくは第3項の推定使用水量の算出にあたって端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

（下水道使用水量軽減の算定方法）

第7条 下水道使用水量の軽減の算定は、前条を準用する。

（事務手続き）

第8条 使用水量の認定・軽減及び使用水量更正事務の手続きは、「使用水量の認定及び調定異動伺」によって決裁を得る。ただし、メーターの埋没、障害物及び常時不在等で計量することが不可能な場合の使用水量の認定及び第3条第2項の場合については、決裁を省略する。

（その他）

第9条 この取扱要綱に定めるもの以外については、別に管理者の決裁を受け事務処理するものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行し、使用水量の認定及び料金の軽減にあたっては平成10年4月検針分から適用する。

2 平成10年3月以前の使用水量の認定及び料金の軽減については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、使用水量の認定及び料金の軽減にあたっては平成23年4月検針分から適用する。

2 平成23年3月検針分以前の使用水量の認定及び料金の軽減については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、使用水量の認定及び料金の軽減にあたっては令和6年4月検針分から適用する。

2 令和6年3月検針分以前の使用水量の認定及び料金の軽減については、なお従前の例による。